

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月5日
【計算期間】	第14特定期間（自 平成25年12月11日 至 平成26年6月10日）
【ファンド名】	日興・アバディーン・インフラ・ファンド
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【電話番号】	03-4578-2211
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

##### a. ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の安定した成長を図ることを目的とします。

##### b. ファンドの特色

1. 新興国のインフラ事業に携わる現地企業および先進国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。
2. アバディーンのグローバルなネットワークを活用します。
3. 年4回の分配を行う予定です。

##### c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### d. 商品分類等

当ファンドの商品分類<sup>\*</sup>は「追加型投信 / 海外 / 株式」です。

<sup>\*</sup>一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産( ) 資産複合
追加型投信	内外	

当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( ) 不動産投信	年2回			
その他資産(投資信託証券(株式))	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他( )			

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<当ファンドが該当する属性区分の定義>

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、次の記載があるものをいいます。

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年4回	年4回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含まれます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、実質的に株式を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

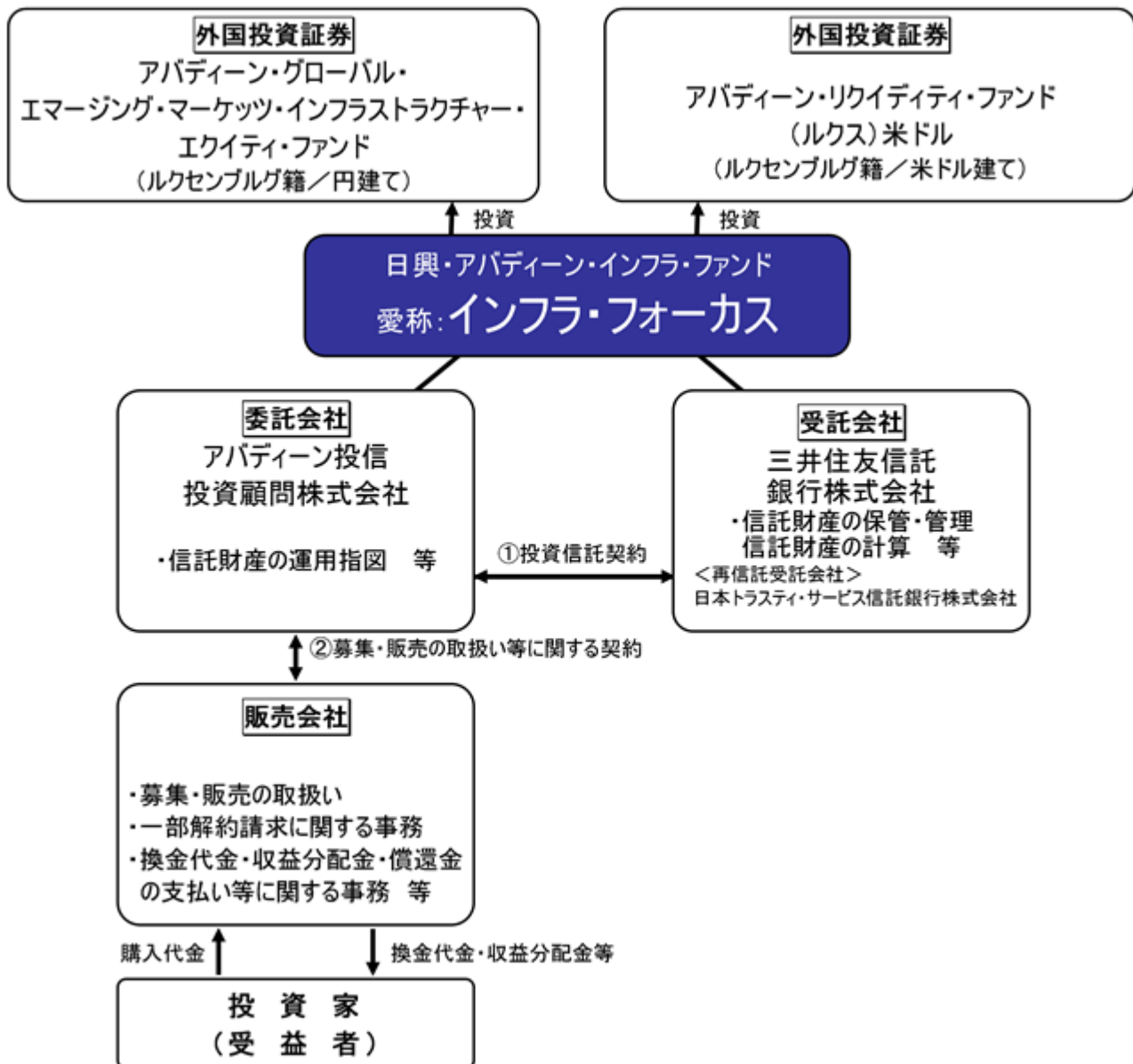
## (2)【ファンドの沿革】

平成19年6月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成21年7月1日 日興・アバディーン・インフラ・ファンドへ名称変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンド運営の仕組み



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 &gt;

## 受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

（以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。）

## 資本金の額

資本金 : 3,680.4百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,065株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,065株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して、積極的な運用を行います。

## b. 投資態度

主として、外国投資証券を投資対象とします。

イ。「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」

（ルクセンブルグ籍 / 円建て / 外国投資証券）

（当該ファンドは、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とします。）

ロ。「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」

（ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て / 外国投資証券）

「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」を中心に組入れることを基本とし、「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」は余裕資金の運用を基本とします。

投資対象とする外国投資証券の選定条件・理由は、次の通りです。

上記のイ.については、新興国のインフラ事業に携わる世界の企業の株式に投資するというこの投資信託の基本的な運用目的を忠実かつ適切に達成するために、委託会社の関係会社が新たにファンドを組成し、そのファンドを組入れることが最適であること。

上記のロ.については、取得・処分に係る利便性が高いので、余資の運用のために最適であること。

「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」は、主として、新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式に投資します。原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### c. ファンドの特徴

新興国のインフラ事業に携わる現地企業、および先進国企業の株式を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とします。

新興国のインフラ事業に携わる企業の株式に実質的に投資し、配当収入と値上がり益から信託財産の成長を目指します。

原則として為替ヘッジは行いません。

<sup>\*</sup> 当ファンドは委託会社が運用するファンド・オブ・ファンズです。ルクセンブルグ籍の「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」を通じて、新興国のインフラ事業に携わる企業の株式に投資を行います。

アバディーンのグローバルなネットワークを活用します。

当ファンドの主要投資対象である「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」は、アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッドがグローバルなネットワークを最大限活用して運用を行います。

アバディーンの運用の特色

企業のファンダメンタルズを重視したボトムアップ・アプローチ<sup>\*</sup>による運用  
企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別します。

<sup>\*</sup> ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロの観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことです。

チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

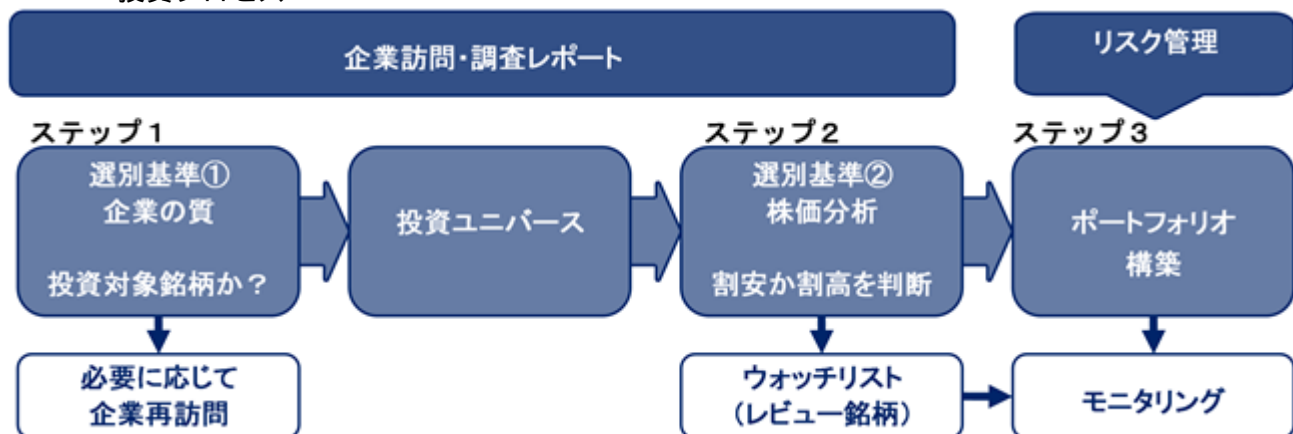
バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入られている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

投資プロセス



<sup>\*</sup> 資金動向、市場動向等によっては、上記のような資産配分ができない場合があります。

年4回の分配を行う予定です。

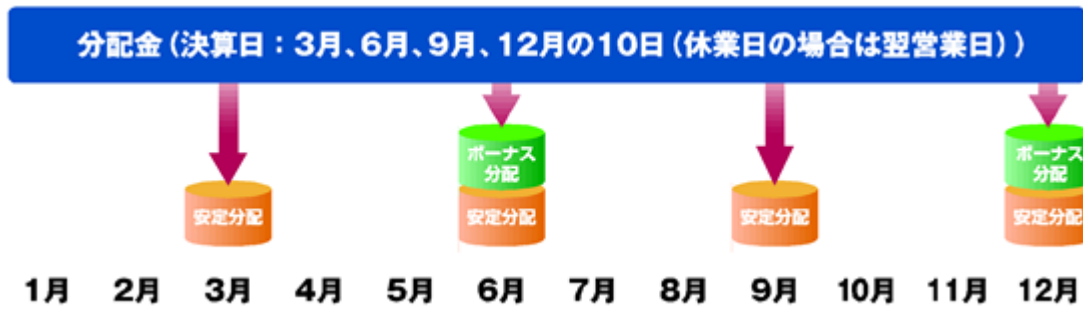
実質的に組入れる株式の配当等を原資として年4回安定分配を行い、そのうち2回は値上がり益を原資にボーナス分配も行う予定です。

分配金は、基準価額の水準等によってはお支払いできない場合があります。

当ファンドが実質的に投資している株式ポートフォリオの配当利回りは年率1～2%程度の見込みです。

この配当等の収益部分を原資として、年4回、安定分配を行う予定です。

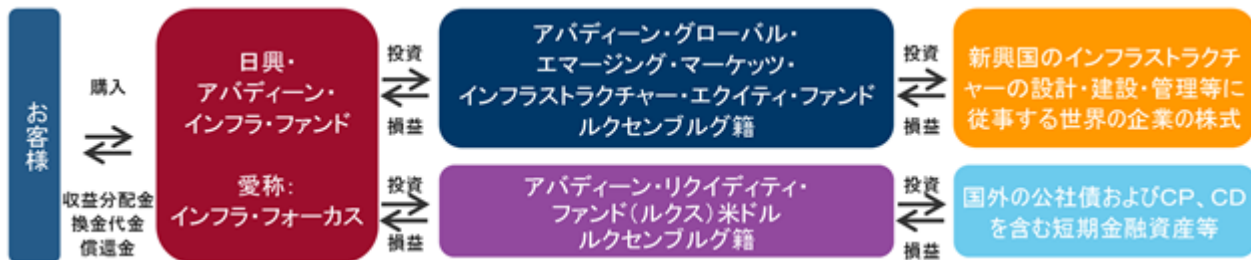
年4回のうちの2回（6月および12月）は、上記安定分配相当額のほか、分配原資の範囲内で委託会社が基準価額の水準等を勘案し、当該株式ポートフォリオの値上がり益を付加してボーナス分配を行う予定です。



\* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金は、基準価額の水準等によってはお支払いできない場合があります。

### ファンドの仕組み



### (2) 【投資対象】

以下に記載の a . から c . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

当ファンドは、主として、新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式に実質的に投資します。

#### a . 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭を信託する信託の受益権のうち有価証券の性質を有しないもの

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### b . 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、ルクセンブルグ籍の円建ての外国投資証券である「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」およびルクセンブルグ籍の米ドル建ての外国投資証券である「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」に投資を行うほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの  
 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）



### 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

### c. 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

#### 預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

#### コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

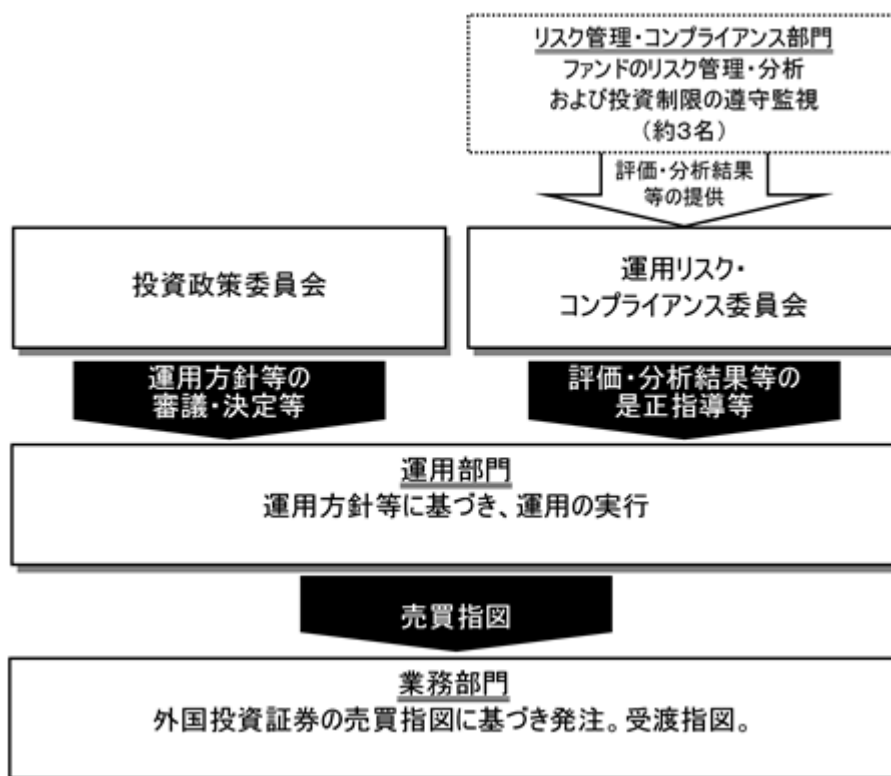
### （参考）投資対象とする外国投資証券およびその概要

ファンド名	アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍 / 円建て / 外国投資証券
主な投資対象	新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式等
運用の基本方針	中長期的に信託財産の安定した成長を目的として、積極的な運用を行います。 新興国のインフラ事業に携わる現地企業の株式、および新興国から多くの収入を獲得している先進国企業の株式を組入れます。
決算日	9月末
分配方針	毎年1月、4月、7月、10月の1日（分配金計算日）から2ヶ月以内（2月、5月、8月、11月の最終営業日迄）に分配を行います。ただし、基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。
運用報酬等	運用資産総額に対し、年率0.52%が運用報酬等としてかかります。 運用報酬等は将来的に変更になる場合があります。
その他費用	保管費用、受託費用等 その他費用は将来的に変更になる場合があります。
申込手数料	ありません。
管理会社	アバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
副投資顧問会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド（英国） （アジアを除く地域の運用を行います。） アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド（シンガポール） （アジアの運用を行います。）
管理事務代行会社	登録・名義書換事務代行会社： アバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイ 管理事務代行会社： BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ(ルクセンブルグ支店) （登録・名義書換事務代行を除きます。）
保管銀行	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ(ルクセンブルグ支店)



ファンド名	アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル
形態	ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て / 外国投資証券
主な投資対象	国外の公社債およびCP、CDを含む短期金融資産等
運用の基本方針	主として国外の公社債および短期金融資産等に投資することにより安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
設定日	昭和59年9月17日
決算日	原則毎年3月31日
分配方針	分配は行いません。
管理費用	原則として、ありません。
その他費用	事務管理費用、保管費用等
申込手数料	原則として、ありません。
管理会社	アバディーン・グローバル・サービシズ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
管理事務 代行会社	登録・名義書換事務代行会社： アバディーン・グローバル・サービシズ・エス・エイ 管理事務代行会社： ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ （登録・名義書換事務代行を除きます。）
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

## 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

\* 当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

### a. 収益分配方針

毎決算時（原則として3月、6月、9月、12月の各10日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。ただし、基準価額の水準等を勘案して、収益分配を行わない場合があります。分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、毎年6月、12月の決算時の収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

### c. 分配金の支払い

分配金の支払いは、「分配金受取りコース」を申込みの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。「分配金再投資コース」を申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### d. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## (5) 【投資制限】

以下に記載の a. から b. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

### a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## b. 信託約款上のその他の投資制限

## 外国為替予約取引の指図

委託会社は、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## c. その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

## イ. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

## ロ. デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドは外国投資証券を投資対象として運用を行うため、以下に掲げる投資対象とする外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

## 基準価額の変動要因

### 価格変動リスク

株式および株価指数先物は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株式等の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に新興国ではその傾向が顕著といえます。

#### ・経済状況の変化に伴うリスク

経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。

#### ・流動性に関するリスク

新興国の証券市場は、先進諸国と比較して、市場規模や取引量が小さく、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引、もしくは価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。

#### ・政治的・社会的な変化に伴うリスク

政治、社会不安、外交関係の悪化等により、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、証券取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、投資資金の回収が一時的に困難、または、不可能となることも想定されます。

#### ・制度、インフラストラクチャーに係るリスク

先進国と比較して、証券の決済・保管に係る制度やインフラストラクチャーが未発達な場合や、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。

#### ・企業会計や情報開示等に係るリスク

一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

### セクター・リスク

インフラストラクチャー関連事業を規制する法令の変更や規制の強化等の動向によっては、重大な制約となる場合があります。また、需給の動向、他のインフラストラクチャーとの競合、環境問題・災害等による施設等の毀損や稼働の制約等の外部要因の影響を受けやすく、株価が下落することがあります。

### 信用リスク

一般に、株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合があります。

### デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

### 為替変動リスク

組入外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

## その他の留意点

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

解約申込みに伴う基準価額の下落の可能性

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、当ファンドが投資対象とする外国投資証券において、組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、投資対象とする外国投資証券の純資産価格が下落する場合があります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

基準価額に関わる留意点

当ファンドの基準価額は、投資対象とする外国投資証券の価格および為替レートの影響を反映します。したがって、当ファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、投資対象とする外国投資証券における運用の結果を反映します。また、当ファンドの基準価額は、投資対象とする外国投資証券が採用する組入れ資産の評価時点の市場価額を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3392%（税抜1.24%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.4%	年率0.8%	年率0.04%

\* 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

時期	項目	費用・税金
毎日	報酬	運用報酬等 投資対象とする外国投資証券（アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド）の純資産額に対し、年率約0.52%
		信託報酬および運用報酬等の合計： 信託財産の純資産総額に対して、年率1.8592%（税抜1.76%）程度
	監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(上限年間151.2万円(税抜140万円))
随時	その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券・デリバティブ等の取引の手数料</li> <li>・ 外国証券を外国で保管する場合の費用</li> <li>・ 信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・ 一部解約に伴い立替を受ける場合や借入を行う場合の利息</li> <li>・ 外国投資証券の監査費用および弁護士費用等</li> </ul> （その他の費用には、投資対象とする外国投資証券にかかるものを含みます。）

監査費用は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

監査費用および運用報酬等は、将来的に変更される場合があります。

上記の「その他の費用」および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

##### a. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを購入する場合、または「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースを購入する場合は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

## c. 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

- \* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

- \* 上記は平成26年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成26年6月末日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	14,566,699,820	99.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		130,663,504	0.88
合計(純資産総額)		14,697,363,324	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年6月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 <sup>*1</sup>	帳簿価額 単価 (円) <sup>*</sup>	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円) <sup>*</sup>	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	205,816,998	71	14,777,660,456	70.7191	14,555,192,863	99.03
ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	100	115,060.35	11,506,035	115,069.57	11,506,957	0.08

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

\* 「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」数量の記載を1,000倍に、帳簿価額単価および評価額単価の記載を1,000分の1に表示しております。

## (種類別投資比率)

(平成26年6月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	99.11
合計	99.11

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末(平成19年12月10日)	127,899	128,486	0.9803	0.9848
第2特定期間末(平成20年6月10日)	98,606	99,141	0.8298	0.8343
第3特定期間末(平成20年12月10日)	32,914	33,067	0.3226	0.3241
第4特定期間末(平成21年6月10日)	39,532	39,667	0.4412	0.4427
第5特定期間末(平成21年12月10日)	33,827	33,937	0.4634	0.4649
第6特定期間末(平成22年6月10日)	28,793	28,885	0.4652	0.4667
第7特定期間末(平成22年12月10日)	26,451	26,526	0.5280	0.5295
第8特定期間末(平成23年6月10日)	22,453	22,519	0.5158	0.5173
第9特定期間末(平成23年12月12日)	16,148	16,203	0.4390	0.4405
第10特定期間末(平成24年6月11日)	14,993	15,042	0.4581	0.4596
第11特定期間末(平成24年12月10日)	16,077	16,121	0.5483	0.5498
第12特定期間末(平成25年6月10日)	16,621	16,660	0.6408	0.6423
第13特定期間末(平成25年12月10日)	15,536	15,572	0.6528	0.6543
第14特定期間末(平成26年6月10日)	15,103	15,135	0.6972	0.6987
平成25年6月末日	16,016		0.6218	
7月末日	15,816		0.6235	
8月末日	14,474		0.5775	
9月末日	15,634		0.6299	
10月末日	15,986		0.6520	
11月末日	15,601		0.6494	
12月末日	15,069		0.6474	
平成26年1月末日	13,541		0.5935	
2月末日	13,709		0.6057	
3月末日	14,380		0.6408	
4月末日	14,630		0.6613	
5月末日	14,743		0.6787	
6月末日	14,697		0.6862	

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間 (平成19年6月22日～平成19年12月10日)	0.0060
第2特定期間 (平成19年12月11日～平成20年6月10日)	0.0060
第3特定期間 (平成20年6月11日～平成20年12月10日)	0.0030
第4特定期間 (平成20年12月11日～平成21年6月10日)	0.0030
第5特定期間 (平成21年6月11日～平成21年12月10日)	0.0030
第6特定期間 (平成21年12月11日～平成22年6月10日)	0.0030
第7特定期間 (平成22年6月11日～平成22年12月10日)	0.0030
第8特定期間 (平成22年12月11日～平成23年6月10日)	0.0030
第9特定期間 (平成23年6月11日～平成23年12月12日)	0.0030
第10特定期間 (平成23年12月13日～平成24年6月11日)	0.0030
第11特定期間 (平成24年6月12日～平成24年12月10日)	0.0030
第12特定期間 (平成24年12月11日～平成25年6月10日)	0.0030
第13特定期間 (平成25年6月11日～平成25年12月10日)	0.0030
第14特定期間 (平成25年12月11日～平成26年6月10日)	0.0030

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間 (平成19年6月22日～平成19年12月10日)	1.4
第2特定期間 (平成19年12月11日～平成20年6月10日)	14.7
第3特定期間 (平成20年6月11日～平成20年12月10日)	60.8
第4特定期間 (平成20年12月11日～平成21年6月10日)	37.7
第5特定期間 (平成21年6月11日～平成21年12月10日)	5.7
第6特定期間 (平成21年12月11日～平成22年6月10日)	1.0
第7特定期間 (平成22年6月11日～平成22年12月10日)	14.1
第8特定期間 (平成22年12月11日～平成23年6月10日)	1.7
第9特定期間 (平成23年6月11日～平成23年12月12日)	14.3
第10特定期間 (平成23年12月13日～平成24年6月11日)	5.0
第11特定期間 (平成24年6月12日～平成24年12月10日)	20.3
第12特定期間 (平成24年12月11日～平成25年6月10日)	17.4
第13特定期間 (平成25年6月11日～平成25年12月10日)	2.3
第14特定期間 (平成25年12月11日～平成26年6月10日)	7.3

## (4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間 (平成19年6月22日～平成19年12月10日)	138,385,559,646	7,921,138,736	130,464,420,910
第2特定期間 (平成19年12月11日～平成20年6月10日)	1,820,076,708	13,451,476,575	118,833,021,043
第3特定期間 (平成20年6月11日～平成20年12月10日)	1,077,975,076	17,876,509,982	102,034,486,137
第4特定期間 (平成20年12月11日～平成21年6月10日)	1,648,893,231	14,084,452,043	89,598,927,325
第5特定期間 (平成21年6月11日～平成21年12月10日)	910,996,840	17,512,415,065	72,997,509,100
第6特定期間 (平成21年12月11日～平成22年6月10日)	410,652,684	11,513,132,482	61,895,029,302
第7特定期間 (平成22年6月11日～平成22年12月10日)	287,519,798	12,090,298,192	50,092,250,908
第8特定期間 (平成22年12月11日～平成23年6月10日)	229,273,186	6,788,614,878	43,532,909,216
第9特定期間 (平成23年6月11日～平成23年12月12日)	199,165,643	6,946,920,380	36,785,154,479
第10特定期間 (平成23年12月13日～平成24年6月11日)	179,751,220	4,232,761,713	32,732,143,986
第11特定期間 (平成24年6月12日～平成24年12月10日)	152,475,467	3,560,989,747	29,323,629,706
第12特定期間 (平成24年12月11日～平成25年6月10日)	161,117,276	3,548,104,585	25,936,642,397
第13特定期間 (平成25年6月11日～平成25年12月10日)	102,425,188	2,240,844,305	23,798,223,280
第14特定期間 (平成25年12月11日～平成26年6月10日)	88,377,641	2,222,640,953	21,663,959,968

(注1) 第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数が含まれます。

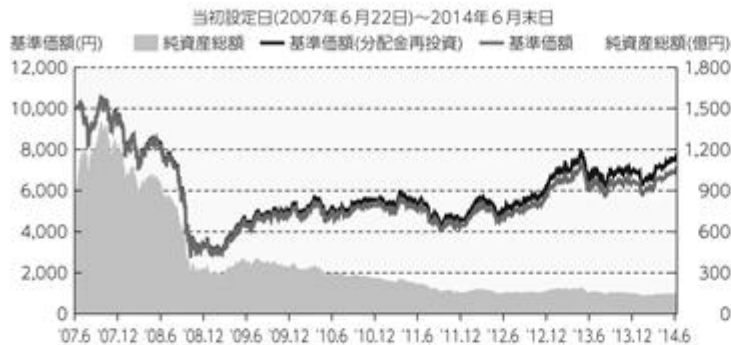
(注2) 設定口数、解約口数はすべて本邦内におけるものです。

(参考)

# 運用実績

2014年6月末日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)とは、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなした価額です。

## 分配金の推移

基準価額	純資産総額
6,862円	147億円

決算日	分配金
第24期 2013年6月	15円
第25期 2013年9月	15円
第26期 2013年12月	15円
第27期 2014年3月	15円
第28期 2014年6月	15円
設定来累計	480円

※上記分配金は一万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

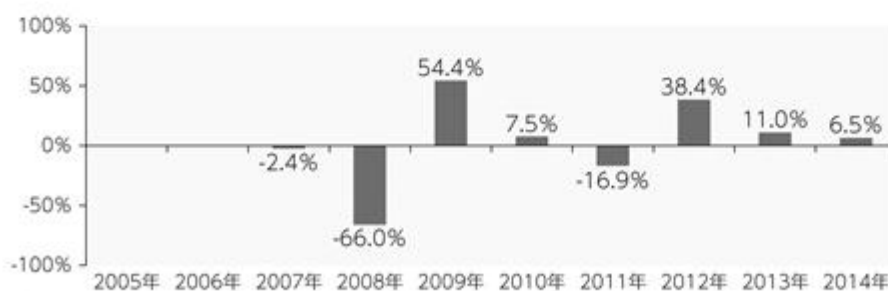
ファンド組入状況	投資比率
アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	99.0%
アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	0.1%
現預金	0.9%
合計	100.0%

銘柄名	国/地域	業種名	実質投資比率
1 MTN	南アフリカ	電気通信サービス	4.4%
2 Grasim Industries GDR	インド	素材	4.3%
3 China Mobile	中国	電気通信サービス	4.0%
4 Hang Lung Group	香港	金融	3.6%
5 Keppel Corporation	シンガポール	資本財・サービス	3.4%
6 Ultrapar Participacoes	ブラジル	エネルギー	3.2%
7 Ayala Land	フィリピン	金融	3.2%
8 Tenaris	アルゼンチン	エネルギー	3.0%
9 Enersis	チリ	公共事業	3.0%
10 Enka Insaat Ve Sanayi	トルコ	資本財・サービス	3.0%

※当ファンドの主要投資対象である「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」に関するものです。

※実質投資比率は、アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにベンチマークはありません。

※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。

※2007年は設定時から同年12月末日まで、2014年は年初から6月末日までの収益率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### a．購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

購入申込みをする際に、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」もしくは収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の、どちらかのコースをお選びください。

「分配金再投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結するものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

「分配金受取りコース」を選択した場合は、購入申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額×購入申込口数）に購入時手数料（消費税等相当額込）を加えた金額を購入代金として販売会社にお支払いください。

「分配金再投資コース」を選択した場合は、購入代金を販売会社にお支払いください。購入時手数料（消費税等相当額込）は購入代金から差し引かれます。

#### b．申込単位（購入単位）

販売会社が定める単位とします。

#### c．購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d．購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

#### e．購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a．換金申込方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

#### b．換金単位

販売会社が定めるものとします。

#### c．換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d．換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

#### e．換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。



## f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・ルクセンブルグの銀行の休業日およびその前営業日
- ・ロンドンにおける証券取引所または銀行の休業日

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、投資対象である外国投資信託については計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「インフラ」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。
- 〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社  
お問い合わせ窓口 03-4578-2251  
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）  
インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>
- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとし、
- 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- 2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

平成19年6月22日から平成29年6月12日までとします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

## (4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、 の手続きにしたがって、信託を終了させることができます。

の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

## b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

## c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

## d. 運用報告書

委託会社は、毎年6月、12月に終了する計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

平成26年12月1日以降は以下のとおり変更となります。

- ・委託会社は、毎年6月、12月に終了する計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
- ・委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

インターネット・ホームページ：<http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

## d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14特定期間（平成25年12月11日から平成26年6月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

## 1【財務諸表】

## 【日興・アバディーン・インフラ・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間 (平成25年12月10日現在)	第14特定期間 (平成26年6月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	306,971,462	295,569,197
投資証券	15,375,877,204	14,904,285,505
未収利息	252	242
流動資産合計	15,682,848,918	15,199,854,944
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	35,697,334	32,495,939
未払解約金	59,314,087	15,394,621
未払受託者報酬	1,642,090	1,565,941
未払委託者報酬	49,262,761	46,978,125
その他未払費用	339,340	345,000
流動負債合計	146,255,612	96,779,626
負債合計	146,255,612	96,779,626
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	23,798,223,280	21,663,959,968
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	8,261,629,974	6,560,884,650
(分配準備積立金)	240,500,143	183,157,473
元本等合計	15,536,593,306	15,103,075,318
純資産合計	15,536,593,306	15,103,075,318
負債純資産合計	15,682,848,918	15,199,854,944

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13特定期間 自 平成25年6月11日 至 平成25年12月10日	第14特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年6月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	243,644,798	61,803,502
受取利息	32,102	27,228
有価証券売買等損益	197,088,204	1,034,509,285
為替差損益	638,116	100,984
営業収益合計	441,403,220	1,096,239,031
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,305,592	3,044,763
委託者報酬	99,167,641	91,342,712
その他費用	682,500	682,500
営業費用合計	103,155,733	95,069,975
営業利益又は営業損失（ ）	338,247,487	1,001,169,056
経常利益又は経常損失（ ）	338,247,487	1,001,169,056
当期純利益又は当期純損失（ ）	338,247,487	1,001,169,056
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,462,595	6,833,342
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,315,500,500	8,261,629,974
剰余金増加額又は欠損金減少額	846,891,078	805,121,504
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	846,891,078	805,121,504
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,600,458	32,343,772
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,600,458	32,343,772
分配金	73,204,986	66,368,122
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,261,629,974	6,560,884,650



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

期別		第13特定期間 平成25年12月10日現在	第14特定期間 平成26年6月10日現在
1.	投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
	期首元本額	25,936,642,397円	23,798,223,280円
	期中追加設定元本額	102,425,188円	88,377,641円
	期中一部解約元本額	2,240,844,305円	2,222,640,953円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	23,798,223,280口	21,663,959,968口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	8,261,629,974円	6,560,884,650円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13特定期間 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	第14特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日
1 分配金の計算過程 (自平成25年 6月11日 至平成25年 9月10日)	1 分配金の計算過程 (自平成25年12月11日 至平成26年 3月10日)
費用控除後の配当等収益額 99,710,586円	費用控除後の配当等収益額 0円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額 0円
収益調整金額 14,441,209円	収益調整金額 13,844,697円
分配準備積立金額 141,912,503円	分配準備積立金額 227,759,137円
当ファンドの分配対象収益額 256,064,298円	当ファンドの分配対象収益額 241,603,834円
当ファンドの期末残存口数 25,005,101,823口	当ファンドの期末残存口数 22,581,455,807口
10,000口当たり収益分配対象額 102.39円	10,000口当たり収益分配対象額 106.99円
10,000口当たり分配金額 15円	10,000口当たり分配金額 15円
収益分配金金額 37,507,652円 (自平成25年 9月11日 至平成25年12月10日)	収益分配金金額 33,872,183円 (自平成26年 3月11日 至平成26年 6月10日)
費用控除後の配当等収益額 82,306,894円	費用控除後の配当等収益額 29,992,146円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額 0円
収益調整金額 14,121,607円	収益調整金額 13,630,923円
分配準備積立金額 193,890,583円	分配準備積立金額 185,661,266円
当ファンドの分配対象収益額 290,319,084円	当ファンドの分配対象収益額 229,284,335円
当ファンドの期末残存口数 23,798,223,280口	当ファンドの期末残存口数 21,663,959,968口
10,000口当たり収益分配対象額 121.98円	10,000口当たり収益分配対象額 105.83円
10,000口当たり分配金額 15円	10,000口当たり分配金額 15円
収益分配金金額 35,697,334円	収益分配金金額 32,495,939円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第13特定期間 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	第14特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドは、外国投資証券を主要投資対象として運用を行うため、当該外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、価格変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第13特定期間 平成25年12月10日現在	第14特定期間 平成26年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左  (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

第13特定期間(平成25年12月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,083,468,683
合計	1,083,468,683

第14特定期間(平成26年6月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,759,243,413
合計	1,759,243,413

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13特定期間 自 平成25年6月11日 至 平成25年12月10日	第14特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年6月10日
該当事項はありません。	同左

## （ 1口当たり情報に関する注記）

第13特定期間 平成25年12月10日現在		第14特定期間 平成26年6月10日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6528円 (6,528円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6972円 (6,972円)

## （ 4 ）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	207,413,388	14,892,654,602	
日本円合計			207,413,388	14,892,654,602	
米ドル	投資証券	アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル	100	113,516.53	
米ドル合計			100	113,516.53 (11,630,903)	
合計				14,904,285,505 (11,630,903)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注4)当ファンドの投資対象は「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」のユニットのうち、クラスN 1です。

(注5)当ファンドの投資対象は「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」のユニットのうち、クラスZ 2です。

(注6)「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」につきましては、券面総額の記載を1,000倍で表示し、評価額単価を1,000分の1として評価額を算出しております。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

日興・アバディーン・インフラ・ファンドは、「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」および「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の投資証券を主要投資対象としております。

なお、同投資証券の状況は以下のとおりです。

1. 「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の管理事務代行会社であるアバディーン・グローバル・サービス・エス・エイからの情報に基づき、平成25年9月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況

（平成25年9月末日現在）

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	421,332
預金	13,516
未収追加設定金	2,463
未収利息および未収配当金	883
その他資産	115
先物為替未実現益	2,173
資産合計	440,482
負債	
購入投資有価証券未払金	1,899
未払解約金	810
未払費用	755
その他負債	902
負債合計	4,366
純資産額	436,116

## 損益計算書

(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
運用収入	12,040
貸株利息	80
為替予約取引売買損益	1,531
先物為替予約取引売買損益	2,213
投資有価証券評価差損益	27,713
投資有価証券売買損益	7,300
為替予約取引評価差損益	54
先物為替予約取引評価差損益	671
投資収益合計	3,932
投資顧問料	5,861
保管費用	550
管理費用	255
籍登録に係る代行手数料等	206
管理会社手数料	124
税金	144
その他事務管理費用	98
取引費用	435
銀行利息	2
費用合計	7,675
損益金	11,607

## 組入資産の明細

## 投資有価証券

(平成25年9月末日現在)

国名	銘柄名	株数	評価額
		株	千米ドル
Argentina	Tenaris ADR	274,000	12,820
	小計	274,000	12,820
Brazil	Localiza Rent a Car	412,650	6,145
Brazil	Multiplan Empreendimentos	535,900	12,764
Brazil	Ultrapar Participacoes	649,000	15,926
Brazil	WEG	422,000	5,135
Brazil	Wilson Sons	933,339	11,153
	小計	2,952,889	51,123
Chile	Empresa Nacional De Telecom	448,000	7,264
Chile	Enersis	38,233,656	12,274
	小計	38,681,656	19,538
China	China Mobile	1,720,000	19,246
China	Yingde Gases	5,528,000	5,396
	小計	7,248,000	24,642
Czech Republic	Ceske Energeticke Zavody	459,000	11,776
	小計	459,000	11,776
Hong Kong	Hang Lung	2,944,000	15,669
Hong Kong	Hong Kong Aircraft Engineering	391,600	5,188
Hong Kong	Pacific Basin Shipping	11,713,000	7,952
Hong Kong	Swire Pacific 'A'	1,190,000	14,247
Hong Kong	Swire Properties	433,900	1,220
	小計	16,672,500	44,276

国名	銘柄名	株数	評価額
India	Bharti Airtel	1,135,000	5,776
India	Container Corporation	620,000	7,071
India	GAIL	363,000	1,895
India	GAIL GDR	189,000	5,920
India	Grasim Industries GDR	340,000	14,338
India	Gujarat Gas	979,141	4,416
India	Tata Power	1,737,000	2,240
India	Tata Power GDR	360,000	4,664
India	Ultratech Cement	106,000	3,050
India	Ultratech Cement GDR	131,284	3,765
	小計	5,960,425	53,135
Indonesia	AKR Corporindo	13,272,000	4,599
Indonesia	Astra International	20,867,000	11,533
Indonesia	Perusahaan Gas Negara	9,616,000	4,297
Indonesia	Telekomunikasi Indonesia	31,275,000	5,705
	小計	75,030,000	26,134
Malaysia	Digi.Com	5,498,000	8,189
Malaysia	Lafarge Malaysia	1,342,800	3,885
	小計	6,840,800	12,074
Mexico	America Movil ADR	663,000	13,124
Mexico	Grupo Aeroportuario Del Sureste ADR (Asur)	109,350	11,920
	小計	772,350	25,044
Philippines	Ayala Land	21,574,000	13,577
Philippines	Manila Water	6,628,000	4,297
	小計	28,202,000	17,874
Russia	Eurasia Drilling GDR	151,000	5,998
	小計	151,000	5,998
Singapore	Keppel	1,693,000	14,046
Singapore	Keppel REIT	141,200	138
Singapore	Singapore Airlines	931,000	7,728
	小計	2,765,200	21,912
South Africa	African Oxygen	3,440,421	7,569
South Africa	MTN	1,001,000	19,520
	小計	4,441,421	27,089
Switzerland	Holcim	78,900	5,870
	小計	78,900	5,870
Taiwan	Taiwan Mobile	2,530,000	9,006
	小計	2,530,000	9,006
Thailand	Advanced Information Services (Alien)	1,014,000	8,282
Thailand	Electricity Generating (Alien)	1,545,500	6,114
Thailand	Siam Cement (Alien)	803,000	11,064
	小計	3,362,500	25,460
Turkey	Enka Insaat Ve Sanayi	4,867,581	14,414
Turkey	Haci Omer Sabanci	2,722,000	13,147
	小計	7,589,581	27,561
	総合計	204,012,222	421,332



## 先物為替予約取引

種類	(2013年9月30日現在)		
	購入額	売却額	評価損益
先物為替予約取引	スイスフラン	米ドル	千米ドル
(期日:2013年10月1日)	121,988	133,935	1
(期日:2013年12月16日)	12,321,327	13,217,552	417
小計	-	-	418
	ユーロ	米ドル	千米ドル
(期日:2013年10月1日)	3,704	5,004	-
(期日:2013年10月2日)	149,746	202,232	-
(期日:2013年10月3日)	24,168	32,712	-
(期日:2013年12月16日)	68,170,433	90,498,673	1,801
小計	-	-	1,801
	米ドル	スイスフラン	千米ドル
(期日:2013年10月2日)	112,668	102,607	1
小計	-	-	1
	米ドル	ユーロ	千米ドル
(期日:2013年10月1日)	1,848,293	1,368,295	4
(期日:2013年10月2日)	33,442	24,762	-
(期日:2013年10月3日)	300,344	221,902	-
(期日:2013年12月16日)	3,416,502	2,551,842	39
小計	-	-	43
	南アフリカランド	米ドル	
(期日:2013年10月1日)	603,163	61,306	1
(期日:2013年10月2日)	897,991	90,173	1
(期日:2013年10月4日)	61,390	6,064	-
小計	-	-	2
総合計	-	-	千米ドル 2,173

## 1口当たり情報

(平成25年9月末日現在)	
1口当たり純資産額	63,318.50円

注)当ファンドが投資対象としている「アパディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」のユニットのうち、クラスN-1の1口当たり純資産額です。

## 2. 「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同証券の管理事務代行会社であるアバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイからの情報に基づき、平成25年9月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況 (平成25年9月末日現在)

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	1,378,235
預金	541,081
未収利息	392
未収追加設定金	959
その他	103
資産合計	1,920,770
負債	
未払費用	647
未払解約金	1,103
その他	1,909
負債合計	3,659
純資産額	1,917,111

## 損益計算書 (平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
投資有価証券評価差損益	527
受取利息	3,144
預金利息	535
その他収益	4
投資収益合計	3,156
費用	
委託者報酬	1,728
管理報酬	152
監査報酬等	224
その他費用	389
費用合計	2,493
損益金	663

組入資産の明細  
投資有価証券

(平成25年9月末日現在)

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
<債券>			千米ドル
Australia & New Zealand Banking Group	10/01/2014	10,000,000	10,020
Bank of Montreal (EMTN)	29/04/2014	4,650,000	4,685
Cisco Systems	14/03/2014	2,800,000	2,803
DBS Bank (EMTN)	05/04/2014	13,000,000	13,001
HSBC Bank	17/01/2014	10,000,000	10,022
ING Bank (EMTN)	18/10/2013	5,600,000	5,604
National Australia Bank	11/04/2014	5,000,000	5,018
Nederlandse Waterschapsbank (EMTN)	27/05/2014	34,000,000	34,083
Swedbank Hypotek	28/03/2014	25,000,000	25,053
Westpac Banking Corporation	31/03/2014	10,000,000	10,034
合計			120,323
<マネー・マーケット>			千米ドル
ABN Amro Bank	24/12/2013	50,000,000	49,962
ABN Amro Bank	07/04/2014	20,000,000	19,925
Allianz	29/01/2014	30,000,000	29,977
AMP Bank	25/10/2013	30,000,000	29,995
Bank of Montreal	04/12/2013	15,000,000	15,000
Banque Federative du Credit Mutuel	21/01/2014	40,000,000	39,968
BMW Finance	29/11/2013	41,000,000	40,984
BNP Paribas	16/12/2013	37,500,000	37,500
BNP Paribas	27/01/2014	10,000,000	9,991
BPCE	11/12/2013	40,000,000	39,967
DZ Privatbank	29/11/2013	50,000,000	49,979
DZ Privatbank	15/11/2013	30,000,000	29,990
FMS Wertmanagement	03/02/2014	65,000,000	64,955
HSBC France	29/01/2014	22,000,000	21,983
ING Bank	21/05/2014	15,000,000	14,952
Kiwibank	09/12/2013	15,000,000	14,994
Korea Development Bank	14/11/2013	13,000,000	12,997
Macquarie Bank	21/10/2013	40,000,000	39,995
Macquarie Bank	24/02/2014	40,000,000	39,933
Macquarie Bank	21/10/2013	10,000,000	9,999
Mitsubishi UFJ Trust and Banking	16/10/2013	50,000,000	49,994
Mizuho Bank	17/12/2013	30,000,000	29,983
Mizuho Bank	15/10/2013	25,000,000	24,997
Mizuho Bank	29/10/2013	20,000,000	19,996
Nykredit Bank	19/12/2013	60,000,000	59,961
Oversea Chinese Banking	07/10/2013	42,500,000	42,498
Oversea Chinese Banking	11/10/2013	28,000,000	27,998
Pohjola Bank	29/11/2013	18,000,000	17,994
Pohjola Bank	23/12/2013	16,000,000	15,993
Pohjola Bank	24/02/2014	15,000,000	14,985
Pohjola Bank	08/10/2013	14,000,000	13,999
Pohjola Bank	13/01/2014	9,500,000	9,494
Pohjola Bank	09/12/2013	8,000,000	7,997
Pohjola Bank	09/12/2013	7,600,000	7,597
Pohjola Bank	10/12/2013	3,000,000	2,999
Rabobank Nederland	17/12/2013	20,000,000	19,991

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
SBAB Bank	15/11/2013	40,000,000	39,984
SBAB Bank	25/11/2013	10,000,000	9,995
SBAB Bank	18/11/2013	10,000,000	9,996
Societe Generale	18/11/2013	25,000,000	24,989
Societe Generale Hong Kong	06/12/2013	25,000,000	24,989
Suncorp-Metway	17/01/2014	30,500,000	30,459
Unilever	22/11/2013	8,000,000	7,997
Wells Fargo Bank International	27/02/2014	40,000,000	40,000
Wells Fargo Bank International	25/10/2013	20,000,000	20,000
Zurich Finance USA	28/10/2013	50,000,000	49,990
Zurich Finance USA	12/12/2013	10,000,000	9,995
Zurich Finance USA	23/12/2013	10,000,000	9,996
合計			1,257,912
総合計			1,378,235

## 1口当たり情報

(平成25年9月末日現在)

1口当たり純資産額 1,133.80米ドル

注) 当ファンドが投資対象としている「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」のユニットのうち、クラスZ-2の1口当たり純資産額です。

## 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

(平成26年6月末日現在)

資産総額	14,755,643,511 円
負債総額	58,280,187 円
純資産総額 ( - )	14,697,363,324 円
発行済数量	21,416,929,120 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.6862 円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。  
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（平成26年6月末日現在）

資本金	: 3,680.4百万円
発行する株式の総数	: 320,000株
発行済株式の総数	: 308,065株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成23年8月3日	: 資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資
平成25年3月25日	: 資本金を2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資
平成26年5月26日	: 資本金を2,980.4百万円から3,680.4百万円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### < 構成 >

各ファンド運用責任者をもって構成します。

###### < 開催 >

原則として月1回開催します。

###### < 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### < その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年6月末日現在、委託会社が運用する投資信託は21本であり、その純資産総額の合計は239,791百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度会計期間（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	591,888	783,084
立替金	368	2,126
前払金	19	21
前払費用	11,665	12,489
未収入金	15,253	61,240
未収委託者報酬	120,821	159,975
未収投資助言報酬	30,900	30,300
流動資産合計	770,917	1,049,236
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 0	* 1 0
器具備品	* 1 0	* 1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	48,075	38,911
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	752	792
投資その他の資産合計	48,276	39,071
固定資産合計	48,276	39,072
資産合計	819,193	1,088,308
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	8,307	7,507
未払金	115,149	209,741
未払償還金	13,342	13,342
未払手数料	41,285	39,237
未払委託調査費	47,596	130,016
その他未払金	12,924	27,145
未払費用	130,198	81,341
未払法人税等	6,722	7,454
未払消費税等	7,812	15,346
賞与引当金	152,440	224,977
流動負債合計	420,630	546,369
固定負債		
退職給付引当金	60,416	77,157
役員退職慰労引当金	4,633	6,376
固定負債合計	65,050	83,534
負債合計	485,680	629,903
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,480,400	2,980,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,994,822	4,369,930
株主資本合計	333,513	458,405
純資産合計	333,513	458,405
負債・純資産合計	819,193	1,088,308



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)	当事業年度 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,245,432	1,476,986
投資助言報酬	123,600	121,200
運用受託報酬	8,065	-
その他営業収益	169,014	216,660
営業収益計	1,546,111	1,814,847
営業費用		
支払手数料	404,261	403,609
広告宣伝費	11,023	29,379
公告費	1,130	1,130
調査費	8,728	12,680
委託調査費	270,373	482,728
委託計算費	149,374	167,572
通信費	3,012	3,254
印刷費	17,379	17,793
協会費	2,844	2,880
営業費用計	868,129	1,121,029
一般管理費		
役員報酬	* 1 48,553	* 1 58,053
給料・手当	352,606	363,645
賞与	13,383	10,562
交際費	1,708	2,781
旅費交通費	13,062	18,872
租税公課	11,550	16,092
不動産賃借料	57,533	52,925
退職給付費用	34,234	37,171
役員退職給付費用	612	612
役員退職慰労引当金繰入	1,928	1,742
賞与引当金繰入	139,535	182,845
固定資産減価償却費	10,892	486
事務委託費	* 2 163,178	* 2 193,205
諸経費	92,896	96,269
一般管理費計	941,678	1,035,267
営業損失	263,695	341,449
営業外収益		
受取利息	97	104
時効成立償還金	35,224	-
その他	16	29
営業外収益計	35,338	133
営業外費用		
時効成立後支払償還金	-	333
固定資産除却損	270	0
為替差損	3,462	26,034
営業外費用計	3,733	26,367
経常損失	232,090	367,684
特別損失		
減損損失	* 3 34,172	* 3 6,213
特別損失計	34,172	6,213
税引前当期純損失	266,263	373,897
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失	267,473	375,107

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

	( 単位：千円 )	
	前事業年度 ( 自平成23年10月 1日 至平成24年 9月30日 )	当事業年度 ( 自平成24年10月 1日 至平成25年 9月30日 )
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,480,400	2,480,400
当期変動額		
新株発行	-	500,000
当期変動額合計	-	500,000
当期末残高	2,480,400	2,980,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,727,349	3,994,822
当期変動額		
当期純利益	267,473	375,107
当期変動額合計	267,473	375,107
当期末残高	3,994,822	4,369,930
株主資本合計		
当期首残高	600,986	333,513
当期変動額		
新株発行	-	500,000
当期純利益	267,473	375,107
当期変動額合計	267,473	124,892
当期末残高	333,513	458,405
純資産合計		
当期首残高	600,986	333,513
当期変動額		
新株発行	-	500,000
当期純利益	267,473	375,107
当期変動額合計	267,473	124,892
当期末残高	333,513	458,405

## 重要な会計方針

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 14年

器具備品 5年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法消費税等の会計処理は、税抜式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

## \* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	-	-

## (損益計算書関係)

## \* 1 役員報酬の限度額

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
役員報酬の限度額		
取締役 年額	600,000千円以内	同左
監査役 年額	50,000千円以内	同左

## \* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
営業取引による取引高		
事務委託費	61,823千円	82,341千円

## \* 3 固定資産の減損会計関連

当社は以下の資産において減損損失を計上しました。

前事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品、建物付属設備、ソフトウェア

場所：東京都港区

（1）減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。

（2）グルーピングの方法

当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。

（3）回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

（4）減損損失の金額

器具備品	21,917千円
建物付属設備	12,016千円
ソフトウェア	239千円

当事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品

場所：東京都港区

（1）減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。

（2）グルーピングの方法

当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。

（3）回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

（4）減損損失の金額

器具備品	6,213千円
------	---------

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,063	-	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,063	1	-	308,064

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

前事業年度（平成24年9月30日）

	貸借対照表	時価	差額
(1) 預金	591,888	591,888	-
(2) 未収委託者報酬	120,821	120,821	-
(3) 未収入金	15,253	15,253	-
(4) 未収投資助言報酬	30,900	30,900	-
資産計	758,863	758,863	-
(1) 未払償還金	13,342	13,342	-
(2) 未払手数料	41,285	41,285	-
(3) 未払委託調査費	47,596	47,596	-
(4) その他未払金	12,924	12,924	-
負債計	115,149	115,149	-

当事業年度（平成25年9月30日）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	783,084	783,084	-
(2)未収委託者報酬	159,975	159,975	-
(3)未収入金	61,240	61,240	-
(4)未収投資助言報酬	30,300	30,300	-
資産計	1,034,599	1,034,599	-
(1)未払償還金	13,342	13,342	-
(2)未払手数料	39,237	39,237	-
(3)未払委託調査費	130,016	130,016	-
(4)その他未払金	27,145	27,145	-
負債計	209,741	209,741	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
長期差入保証金	48,075	38,911

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

前事業年度（平成24年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	591,888	-
未収委託者報酬	120,821	-
未収入金	15,253	-
未収投資助言報酬	30,900	-
金銭債権合計	758,863	-

当事業年度（平成25年9月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	783,084	-
未収委託者報酬	159,975	-
未収入金	61,240	-
未収投資助言報酬	30,300	-
金銭債権合計	1,034,599	-

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

	前事業年度 （平成24年9月30日）	当事業年度 （平成25年9月30日）
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	60,416	77,157
退職給付引当金	60,416	77,157
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	16,039	16,411
利息費用	522	562
数理計算上の差異の費用処理額	501	1,137
確定拠出年金に係る要拠出額	17,170	19,059
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率	1.00%	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
	千円	千円
(繰延税金資産)		
未払費用等否認	49,488	80,336
退職給付引当金損金不算入額	21,532	27,498
賞与引当金損金不算入額	53,021	77,378
貸倒引当金損金不算入額	268	282
役員退職慰労引当金損金不算入額	1,651	2,272
未払事業税	2,555	2,479
減価償却費損金算入限度超過額	354	9,731
減損損失	12,951	2,324
繰越欠損金	540,427	491,965
繰延税金資産小計	682,250	694,270
評価性引当額	682,250	694,270
繰延税金負債との相殺		
繰延税金資産計		

## (繰延税金負債)

該当ありません。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
評価性引当額	4.5%	33.8%
住民税均等割	0.5%	0.3%
役員賞与等永久に損金に算入されない金額	3.0%	4.2%
税率変更による影響額	33.2%	
税効果適用後の法人税等の負担率	0.5%	0.3%

## (持分法投資損益等)

該当事項はありません。

## (資産除去債務)

重要性がないため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。



## [関連情報]

前事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 売上高	1,245,432	123,600	8,065	169,014	1,546,111

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,255,264	253,213	33,554	4,078	1,546,111

注）売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・ アジア・リミテッド	253,213	投資運用業

当事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 売上高	1,476,986	121,200	-	216,660	1,814,847

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,478,452	288,663	41,127	6,603	1,814,847

注）売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・ アジア・リミテッド	288,663	投資運用業

## （関連当事者との取引）

## （１）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	115,095千英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	61,823	未払費用	61,823

当事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	119,919千英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	82,341	未払費用	27,241
							新株の発行	増資	500,000	-

## （２）兄弟会社等

前事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千シンガポールドル	資産運用業	無し		資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	123,600	未収投資助言報酬	30,900	
							一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	69,652	未払費用	11,901
							投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	44,029	未払委託調査費	22,142
							投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	129,613	未収入金	11,541
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・ジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千英国ポンド	資産運用業	無し		投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	216,455	未払委託調査費	25,384
							投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	33,554	未収入金	2,718
							一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	9,831	未払費用	9,831

当事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千シンガポールドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	121,200	未収投資助言報酬	30,300
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	75,211	未払費用	15,589
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	100,288	未払委託調査費	27,336
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	167,463	未収入金	42,972
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	381,531	未払委託調査費	102,455
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	41,127	未収入金	16,370
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	11,522	未払費用	3,119

（注）1．取引金額に消費税等は含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（3）親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）	当事業年度 （自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）
1株当たり純資産額	1,082円61銭	1,488円01銭
1株当たり当期純損失	868円24銭	1,217円63銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）	当事業年度 （自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）
当期純損失（千円）	267,473	375,107
普通株主に帰属しない金額（千円）		
（うち利益処分による役員賞与金）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	267,473	375,107
期中平均株式数（株）	308,063.00	308,063.52

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度中間会計期間（自平成25年10月1日至平成26年3月31日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		451,318
未収委託者報酬		155,787
未収投資助言報酬		46,800
未収入金		64,761
その他		21,397
流動資産合計		740,065
固定資産		
有形固定資産	*1	
器具備品		5,008
建物附属設備		238
有形固定資産合計		5,247
無形固定資産		0
投資その他の資産		
長期差入保証金		38,911
その他投資等		952
貸倒引当金		792
投資その他の資産合計		39,071
固定資産合計		44,318
資産合計		784,383
負債の部		
流動負債		
預り金		7,975
未払金		203,459
未払費用		84,882
未払法人税等		6,594
未払消費税等	*2	10,636
賞与引当金		116,231
流動負債合計		429,779
固定負債		
退職給付引当金		84,988
役員退職慰労引当金		7,192
固定負債合計		92,180
負債合計		521,960
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,980,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,565,912
株主資本合計		262,423
純資産合計		262,423
負債・純資産合計		784,383

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬		756,061
投資助言報酬		93,600
その他営業収益		127,908
営業収益合計		977,569
営業費用		
一般管理費	*3	595,704
営業損失		183,088
営業外収益	*1	148
営業外費用	*2	12,437
経常損失		195,376
税引前中間純損失		195,376
法人税、住民税及び事業税		605
中間純損失		195,981

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		2,980,400
当中間期末残高		2,980,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		1,847,936
当中間期末残高		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		4,369,930
当中間期変動額		
中間純損失		195,981
当中間期変動額合計		195,981
当中間期末残高		4,565,912
株主資本合計		
当期首残高		458,405
当中間期変動額		
中間純損失		195,981
当中間期変動額合計		195,981
当中間期末残高		262,423
純資産合計		
当期首残高		458,405
当中間期変動額		
中間純損失		195,981
当中間期変動額合計		195,981
当中間期末残高		262,423

## 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～15年 建物附属設備 10年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度で一括して費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年3月31日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計	
器具備品	237千円
建物附属設備	2千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）	
*1 営業外収益の主要項目	
受取利息	69千円
その他営業外収益	79千円
*2 営業外費用の主要項目	
為替差損	12,437千円
*3 減価償却実施額	
有形固定資産	239千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,064	-	-	308,064

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

## （リース取引関係）

該当事項ありません。

## （資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

## （金融商品関係）

## 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（&lt;注2&gt;参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	451,318	451,318	-
(2)未収委託者報酬	155,787	155,787	-
(3)未収入金	64,761	64,761	-
(4)未収投資助言報酬	46,800	46,800	-
資産計	718,667	718,667	-
(1)未払金	203,459	203,459	-
負債計	203,459	203,459	-



## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
長期差入保証金	38,911

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	451,318	-
未収委託者報酬	155,787	-
未収入金	64,761	-
未収投資助言報酬	46,800	-
金銭債権合計	718,667	-

## (有価証券関係)

該当事項ありません。

## (デリバティブ取引関係)

該当事項ありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当中間会計期間（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	756,061	93,600	127,908	977,569

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	香港	合計
756,671	173,693	43,338	3,865	977,569

注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	173,693	投資運用業

## (持分法損益関係)

該当事項ありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	851円84銭
1株当たり中間純損失	636円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、新株予約権付社債等の潜在株式がないため、また、1株当たり中間純損失金額のため、記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (平成26年3月31日現在)
純資産の部の合計額(千円)	262,423
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	262,423
普通株式の発行済株式数(株)	308,064
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株)	308,064

3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)
中間純損失(千円)	195,981
普通株式に係る中間純損失(千円)	195,981
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	308,064

**（重要な後発事象）****新株の発行**

平成26年5月21日付の臨時株主総会の承認に基づき、平成26年5月26日を払込日とした第三者割当増資を実施いたしました。その概要は以下のとおりです。

1. 発行新株式の種類及び数  
普通株式 1株
2. 発行価額  
1株につき 金700,000,000円
3. 発行価額の総額  
700,000,000円  
発行した株式については、全額を資本金としております。
4. 払込期日  
平成26年5月26日
5. 割当先及び割当株式数  
アバディーン・アセット・マネジメントPLC 1株
6. 資金の用途  
運転資金の充実をはかり、財務基盤を強化するために調達したものであります。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

(平成26年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

## (2)販売会社

(平成26年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,938百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2)販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1)受託会社

該当事項はありません。

## (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

臨時報告書	平成26年3月14日
有価証券報告書	平成26年3月7日
有価証券届出書	平成26年3月7日
臨時報告書	平成25年12月13日

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月16日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理の状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年8月6日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・アバディーン・インフラ・ファンドの平成25年12月11日から平成26年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・アバディーン・インフラ・ファンドの平成26年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年 5月30日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月26日に増資している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。